令和3年3月労働月報

区分	項目			2月		前年同月		対前年 同月比 (%)	累 計		前年同期 累計		対前年 同期比 (%)
労働基準	臨検監督実施件数 *		622	件	1,152	件	▲ 46.0	1,326	件	2,359	件	▲ 43.8	
	申告受理件数 *			146	件	206	件	▲ 29.1	268	件	391	件	▲ 31.5
	司法処理件数 *			6	件	6	件	0.0	14	件	16	件	▲ 12.5
	未払賃金の立替払に係る認定申請件数 *			5	件	4	件	25.0	6	件	7	件	▲ 14.3
	労働者死傷病報告受理件数 *			404	件	411	件	▲ 1.7	638	件	608	件	4.9
	(死亡・休業4日以上) うち死亡件数			3	件	5	件	▲ 40.0	5	件	6	件	▲ 16.7
	 脳・心疾患及び精神障害に係る労災請求件数			18	件	26	件	▲ 30.8	296	 件	326	件	▲ 9.2
				4	件	5	件	▲ 20.0	68	件	36	件	88.9
職業安定	月間有効求人数(季節調整値)			180,504	人	181,606	人	▲ 0.6					
	月間有効求職者数(季節調整値)			155,099	人	156,078	人	▲ 0.6					
	有効求人倍率(季節調整値)			1.16	倍	1.16	倍	0.00P					
	紹介件数			42,072	件	39,726	件	5.9	397,836	件	467,220	件	▲ 14.9
	就職件数			5,537	件	6,361	件	▲ 13.0	61,300	件	83,379	件	▲ 26.5
定	雇用保険	月末適用事業所数		193,060	事業所	188,526	事業所	2.4					
		月末被保険者数		3,715,265	人	3,689,412	人	0.7					
		受給資格決定件数		8,068	件	7,209	件	11.9	107,269	件	93,562	件	14.7
		受給者実	人員	33,631	人	25,518	人	31.8					
	職業紹介事業所数 新規許可·届出件数		3,061	所	2,835	所	8.0						
需給			34	件	26	件	30.8	342	件	425	件	▲ 19.5	
調	労働者派遣事業所数 新規許可件数		4,449	所	4,402	所	1.1						
整事			27	件	14	件	92.9	211	件	295	件	▲ 28.5	
業	事業所指導監督件数		個別指導	156	件	94	件	66.0	1,587	件	1,627	件	▲ 2.5
			143	件	60	件	138.3	841	件	675	件	24.6	
	総合労働相談件数			12,050	件	11,300	件	6.6	132,515	件	118,071	件	12.2
	うち個別労働関係紛争相談件数		2,326	件	1,731	件	34.4	22,729	件	18,576	件	22.4	
			男女雇用機会均等法関係	164	件	147	件	11.6	1,671	件	1,475	件	13.3
雇	- 1	均等三法 目談件数	育児•介護休業法関係	733	件	531	件	38.0	6,680	件	4,802	件	39.1
用環境・均等			パートタイム・有期雇用労働法関係	139	件	205	件	▲ 32.2		件	1,278	件	▲ 18.2
	紛争解	均等三法に基づく助言・指導		8	件	0	件	8P	51	件	20	件	155.0
	決援助	個紛制度に基づく助言・指導		50	件	41	件	22.0	622	件	664	件	▲ 6.3
	件数紛争調整		員会によるあっせん	17	件	31	件	▲ 45.2	269	件	320	件	▲ 15.9
	女性活躍推進法に基づく行動計画届出数			1,795	件	1,704		5.3					
	次世代法に基づく行動計画届出数			(98.1 6,860	<u>%)</u> 件	(99.2 6,458	<u>%)</u> 件	▲ 1.1P 6.2					
				(98.2	%)	(98.9		▲ 0.7P					

注1 累計欄について、労働基準のうち*の項目は1月から、その他は4月からの累計。 注2 「申告受理件数」とは、労働者から労働基準関係法令に関する違反があったとして労働基準監督署に申告があった件数 注3 職業安定の「月間有効求人数」「月間有効求職者数」「有効求人倍率」の前年同月欄及び対前年同月比欄は、前月の数値及び対前月比 (有効求人倍率は前月差)

注4 「総合労働相談件数」とは、局署の総合労働相談コーナー等で受けた法令の内容等に係る問合せ、労働基準法等に係る法違反の疑いの ある相談等を含むあらゆる労働相談の件数

注5 「個紛制度に基づく助言・指導」、「紛争調整委員会によるあっせん」とは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく「助言、・ 指導」、「あっせん」に係る申請等があった件数